

# 荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更部分対比表)

令和8年3月

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p data-bbox="577 395 719 432">荒川水系</p> <p data-bbox="421 485 891 521">荒川左岸ブロック河川整備計画</p> <p data-bbox="555 574 757 611">《県管理区間》</p> <p data-bbox="611 663 701 700">(変更)</p> <p data-bbox="544 1031 745 1067">令和7年1月</p> <p data-bbox="477 1098 813 1134">(当初 平成18年2月)</p> <p data-bbox="562 1230 728 1267">埼 玉 県</p>	<p data-bbox="1525 395 1666 432">荒川水系</p> <p data-bbox="1368 485 1839 521">荒川左岸ブロック河川整備計画</p> <p data-bbox="1503 574 1704 611">《県管理区間》</p> <p data-bbox="1559 663 1648 700">(変更)</p> <p data-bbox="1491 1031 1693 1067">令和8年3月</p> <p data-bbox="1424 1098 1760 1134">(当初 平成18年2月)</p> <p data-bbox="1509 1222 1675 1259">埼 玉 県</p>

現行(令和 7 年 1 月)	変更(令和 8 年 3 月)
<p><b>はじめに</b></p> <p><b>河川整備計画策定の背景</b></p> <p>わが国の河川制度は、明治 29 年の旧河川法がはじめとされ、治水事業の伴う河川管理についての体系的な法制度の整備が行われた。</p> <p>以降、旧河川法は制定から約 70 年間にわたって適用されてきたが、適用以降の利水関係規定の整備や官選知事制度の改革を受け、昭和 39 年の改正によって水系一貫による総合的・統一的な管理、治水と利水の体系的な制度の整備等が規定された。</p> <p>しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられた。また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。</p> <p>このため、平成 9 年の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に 대응べく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。</p> <p>また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。</p> <p>「河川整備計画」は、河川整備の具体的かつ計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるため、中期的に実施する整備内容等を、地域の意見やニーズを踏まえて定めるものである。そのため、必要に応じて流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や見通し等について点検を行い、適切な変更に向けていく必要がある。</p> <p><b>河川整備計画変更の経緯</b></p> <p>埼玉県の荒川水系における河川工事は、昭和 40 年に建設省（現・国土交通省）によって策定された、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「荒川水系工事実施基本計画」によって定められた。県管理河川の各河川においても、「荒川水系工事実施基本計画」を踏まえて、所定の洪水を安全に流下させ</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p><b>河川整備計画策定の背景</b></p> <p>わが国の河川制度は、明治 29 年の旧河川法がはじめとされ、治水事業の伴う河川管理についての体系的な法制度の整備が行われた。</p> <p>以降、旧河川法は制定から約 70 年間にわたって適用されてきたが、適用以降の利水関係規定の整備や官選知事制度の改革を受け、昭和 39 年の改正によって水系一貫による総合的・統一的な管理、治水と利水の体系的な制度の整備等が規定された。</p> <p>しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境として捉えられた。また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。</p> <p>このため、平成 9 年の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に 대응べく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。</p> <p>また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。</p> <p>「河川整備計画」は、河川整備の具体的かつ計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるため、中期的に実施する整備内容等を、地域の意見やニーズを踏まえて定めるものである。そのため、必要に応じて流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や見通し等について点検を行い、適切な変更に向けていく必要がある。</p> <p><b>河川整備計画変更の経緯</b></p> <p>埼玉県の荒川水系における河川工事は、昭和 40 年に建設省（現・国土交通省）によって策定された、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「荒川水系工事実施基本計画」によって定められた。県管理河川の各河川においても、「荒川水系工事実施基本計画」を踏まえて、所定の洪水を安全に流下させ</p>

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p>ることを目的とした「河川改良工事全体計画」一埼玉県一を策定し、それに即して工事を進めてきた。</p> <p>その後、平成9年の河川法の改正に伴い、県が管理する一級河川のうち、荒川流域については4つのブロックに分け、平成18年2月に荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画(県管理区間)を策定し、これまでに河川整備や河川管理施設の維持管理を進めてきた。</p> <p>他方、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風では、県内全域における平均2日間雨量(令和元年10月11日～12日)<sup>*1)</sup>が300mmを超える記録的な降雨となり、内水被害等によるものを含めて、約7,000棟を超える家屋被害が発生した。また、県管理河川では、57箇所で溢水・越水<sup>*2)</sup>が発生し、2箇所で堤防決壊に至った。県管理河川での堤防決壊は、昭和57年台風第18号以来、37年ぶりのことであった。</p> <p>そのため、策定後から現在までの間に平成28年台風第9号や令和元年東日本台風をはじめとして、県全域での溢水・越水・決壊が発生するような規模の水災害が既に実績として生じたことから、これを流域の社会情勢の変化と捉え、河川整備計画の点検によって荒川左岸ブロック河川整備計画を変更することとした。</p> <p><b>荒川左岸ブロック河川整備計画の内容</b></p> <p>河川整備計画は、河川整備の具体的かつ計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるために、中期的な実施・整備内容等を定めるものであることから、荒川左岸ブロック河川整備計画の対象とする期間は概ね30年間とした。</p> <p>その際、実施する内容について細部まで定めることは困難であるため、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方などについて、その方向性を大きく示した内容とした。</p> <p>中期的な計画であることを勘案し、「荒川左岸ブロック河川整備計画」における治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や荒川水系全体の計画の一貫性を考慮し、従来の治水計画の流下能力を確保することを基本とした。</p> <p>利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。</p>	<p>ることを目的とした「河川改良工事全体計画」一埼玉県一を策定し、それに即して工事を進めてきた。</p> <p>その後、平成9年の河川法の改正に伴い、県が管理する一級河川のうち、荒川流域については4つのブロックに分け、平成18年2月に荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画(県管理区間)を策定し、これまでに河川整備や河川管理施設の維持管理を進めてきた。</p> <p>他方、令和元年東日本台風では、県内全域における平均2日間雨量(令和元年10月11日～12日)<sup>*1)</sup>が300mmを超える記録的な降雨となり、内水被害等によるものを含めて、約7,000棟を超える家屋被害が発生した。また、県管理河川では、57箇所で溢水・越水<sup>*2)</sup>が発生し、2箇所で堤防決壊に至った。県管理河川での堤防決壊は、昭和57年台風第18号以来、37年ぶりのことであった。</p> <p>そのため、策定後から現在までの間に平成28年台風第9号や令和元年東日本台風をはじめとして、県全域での溢水・越水・決壊が発生するような規模の水災害が既に実績として生じたことから、これを流域の社会情勢の変化と捉え、河川整備計画の点検によって荒川左岸ブロック河川整備計画を変更することとした。</p> <p><b>荒川左岸ブロック河川整備計画の内容</b></p> <p>河川整備計画は、河川整備の具体的かつ計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるために、中期的な実施・整備内容等を定めるものであることから、荒川左岸ブロック河川整備計画の対象とする期間は概ね30年間とした。</p> <p>その際、実施する内容について細部まで定めることは困難であるため、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方などについて、その方向性を大きく示した内容とした。</p> <p>中期的な計画であることを勘案し、「荒川左岸ブロック河川整備計画」における治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や荒川水系全体の計画の一貫性を考慮し、従来の治水計画の流下能力を確保することを基本とした。</p> <p>利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。</p>

第1章 荒川左岸ブロックの概要

第1章 荒川左岸ブロックの概要

1.1 荒川左岸ブロックの地域特性

1.1 荒川左岸ブロックの地域特性

荒川左岸ブロックは埼玉県の南東部に位置し、鴻巣市から川口市までの荒川左岸側に沿って南北に長く伸びる地域である。ブロックにはさいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、の8市があり、ブロック人口は約168万人<sup>※1)</sup>(埼玉県全体の約23%)、ブロック面積は約234km<sup>2</sup>(埼玉県全体の約6%)である。

荒川左岸ブロックは埼玉県の南東部に位置し、鴻巣市から川口市までの荒川左岸側に沿って南北に長く伸びる地域である。ブロックにはさいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市の8市があり、ブロック人口は約246万人<sup>※1)</sup>(埼玉県全体の約34%)、ブロック面積は約234km<sup>2</sup>(埼玉県全体の約6%)である。

また、ブロック人口密度は7,199人/km<sup>2</sup>(埼玉県の平均は1,935人/km<sup>2</sup>)、昭和55年から令和3年までの人口増加率は46%となっており、埼玉県内で特に人口が集中している地域といえる。

また、ブロック人口密度は7,197人/km<sup>2</sup>(埼玉県の平均は1,934人/km<sup>2</sup>)、昭和55年から令和3年までの人口増加率は45%となっており、埼玉県内で特に人口が集中している地域といえる。

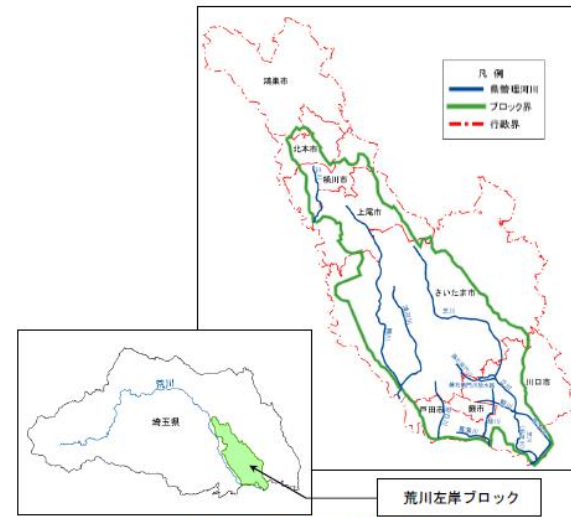
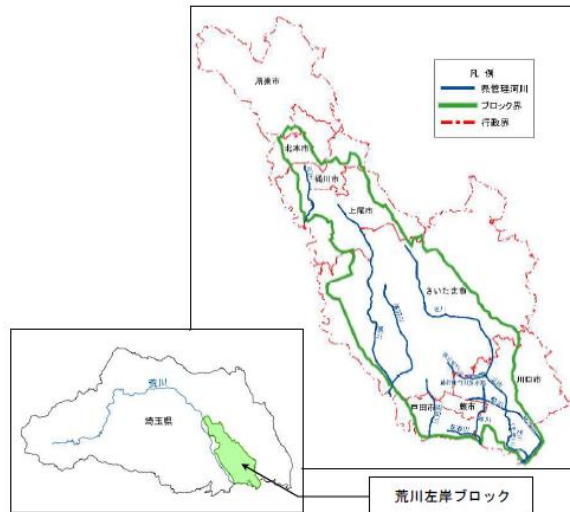


図 1.1.1 荒川左岸ブロック位置図

図 1.1.1 荒川左岸ブロック位置図

※1) 令和3年11月時点の国勢調査速報値から面積按分で算出しているため、実際の数値と異なる場合がある。

※1) 令和3年の国勢調査から面積按分で算出しているため、実際の数値と異なる場合がある。

現行(令和7年1月)

なかでも人口増加率の著しい自治体は、さいたま市、鴻巣市、上尾市、戸田市、桶川市であり、上記5市平均の人口増加率は57%（昭和55年から令和3年）となっている。そのため都市化の進展が著しく、洪水流出量の増大に伴う治水対策が急務となっている。

また、当ブロックの川口市、蕨市、戸田市においては、昭和30年代後半から40年代前半にかけて、地下水の汲み上げによる急激な地盤沈下が発生し、川口市では、昭和36年から昭和43年の8年間に120cmの地盤沈下<sup>※1)</sup>が観測されている。現在は、その後の上水道や工業用水の河川表流水への転換や揚水規制等によって、地盤沈下は沈静化している。

河川特性

荒川左岸ブロックの県管理の河川は、一級河川芝川、新芝川、堅川、藤右衛門川、藤右衛門川放水路、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、江川の11河川である。これらの河川の多くは、低台地における伏流水の湧出によって発現し、軟質土を侵食しながら流下して低地の本川に合流する中小河川である。したがって、勾配は小さく、下流部は感潮区間である場合が多い。このため、大雨時には、下流部は氾濫の被害や荒川本川からの逆流の影響も受けやすく、川沿い地帯では、溢水や湛水に見舞われることがしばしばある。

荒川に合流する河川の内、芝川、菖蒲川、笹目川、鴨川には、水門と排水機場が設置されており、荒川の水位が高くなった時には水門を閉め、排水機場においてポンプ排水を行っている。

表 1.1.1 感潮区間と推定される区間

一次支川	二次支川	感潮区間(km)
芝川	芝川・新芝川	18.3
	芝川(旧芝川)	全区間
	堅川	2.1
	藤右衛門川	1.6
菖蒲川	菖蒲川	全区間
	緑川	0.8
笹目川	笹目川	2.4
鴨川	鴨川	3.8
	鴻沼川	0.2

河床高が壱望平均満潮位(A.P.+2.100m)以下の区間を感潮区間として整理した。壱望平均満潮位A.P.+2.100mは昭和26年から昭和34年までの台風期(7~10月)における壱望平均満潮位の平均値である。

※1) 埼玉県地盤沈下調査報告書

変更(令和8年3月)

なかでも人口増加率の著しい自治体は、さいたま市、鴻巣市、上尾市、戸田市、川口市であり、上記5市平均の人口増加率は52%（昭和55年から令和3年）となっている。そのため都市化の進展が著しく、洪水流出量の増大に伴う治水対策が急務となっている。

また、当ブロックの川口市、蕨市、戸田市においては、昭和30年代後半から40年代前半にかけて、地下水の汲み上げによる急激な地盤沈下が発生し、川口市では、昭和36年から昭和43年の8年間に120cmの地盤沈下<sup>※1)</sup>が観測されている。現在は、その後の上水道や工業用水の河川表流水への転換や揚水規制等によって、地盤沈下は沈静化している。

河川特性

荒川左岸ブロックの県管理の河川は、一級河川芝川、新芝川、堅川、藤右衛門川、藤右衛門川放水路、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、江川の11河川である。これらの河川の多くは、低台地における伏流水の湧出によって発現し、軟質土を侵食しながら流下して低地の本川に合流する中小河川である。したがって、勾配は小さく、下流部は感潮区間である場合が多い。このため、大雨時には、下流部は氾濫の被害や荒川本川からの逆流の影響も受けやすく、川沿い地帯では、溢水や湛水に見舞われることがしばしばある。

荒川に合流する河川の内、芝川、菖蒲川、笹目川、鴨川には、水門と排水機場が設置されており、荒川の水位が高くなった時には水門を閉め、排水機場においてポンプ排水を行っている。

表 1.1.1 感潮区間と推定される区間

一次支川	二次支川	感潮区間(km)
芝川	芝川・新芝川	18.3
	芝川(旧芝川)	全区間
	堅川	2.1
	藤右衛門川	1.6
菖蒲川	菖蒲川	全区間
	緑川	0.8
笹目川	笹目川	2.4
鴨川	鴨川	3.8
	鴻沼川	0.2

河床高が壱望平均満潮位(A.P.+2.100m)以下の区間を感潮区間として整理した。壱望平均満潮位A.P.+2.100mは昭和26年から昭和34年までの台風期(7~10月)における壱望平均満潮位の平均値である。

※1) 埼玉県地盤沈下調査報告書

現行(令和7年1月)

気 候

荒川左岸ブロックは、太平洋側気候に属しており、冬季は北西の季節風が強く晴天の日が多く、空気が乾燥しやすい傾向がみられる。夏は日中かなりの高温となり、梅雨期から台風期とされる6月から10月で年間降水量の63%を占めている。

気象庁さいたま観測所の年平均降水量は約1,360mm/年<sup>※1)</sup>であり、全国平均(約1,718mm/年<sup>※2)</sup>)を下回っているが、近年では、降水量の多い年と少ない年の差が大きくなっている。気温は、年平均で15.2℃<sup>※1)</sup>であり、熊谷と比べて大きな差はみられない。

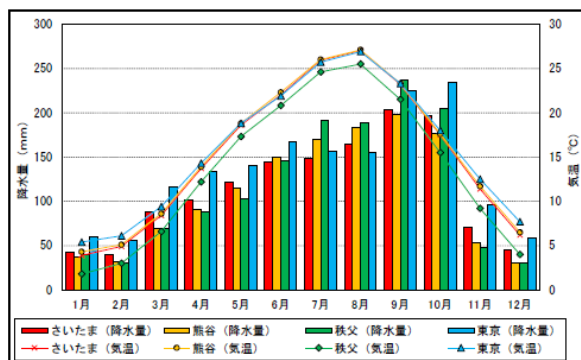


図 1.1.4 月別降水量と月別平均気温  
(出典：気象庁アメダス年報)

※1) 平成3年～令和2年のアメダス観測年報の平年値(30年平均)  
 ※2) 昭和61年～平成27年の平年値(30年平均) (令和2年版 日本の水資源)

変更(令和8年3月)

気 候

荒川左岸ブロックは、太平洋側気候に属しており、冬季は北西の季節風が強く晴天の日が多く、空気が乾燥しやすい傾向がみられる。夏は日中かなりの高温となり、梅雨期から台風期とされる6月から10月で年間降水量の63%を占めている。

気象庁さいたま観測所の年平均降水量は約1,366mm/年<sup>※1)</sup>であり、全国平均(約1,668mm/年<sup>※2)</sup>)を下回っているが、近年では、降水量の多い年と少ない年の差が大きくなっている。気温は、年平均で15.2℃<sup>※1)</sup>であり、熊谷と比べて大きな差はみられない。

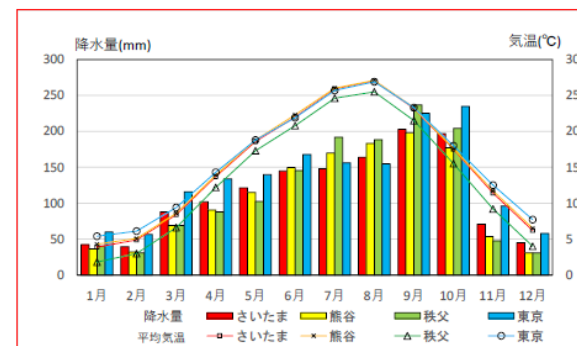


図 1.1.4 月別降水量と月別平均気温  
(出典：気象庁アメダス年報)

※1) 平成3年～令和2年のアメダス観測年報の平年値(30年平均)  
 ※2) 昭和61年～平成27年の平年値(30年平均) (令和5年版 日本の水資源の現況)

現行(令和7年1月)

動植物

荒川左岸ブロックは、都市化の進展が著しく、現在では流域の約88%※1が市街地で占められている。都市化に伴い、動植物の生息生育に適した環境は次第に減少し、残された僅かな空間に貴重な動植物が生息生育している。

大宮台地上には、コナラ、クヌギ、アカマツといった雑木林が点在し、オオタカ、ツミ等の減少の著しいタカ類の繁殖が確認されている。台地縁辺部の斜面や古い神社、仏閣の社寺林※2には、シイ、カシ等の照葉樹林が残っており、斜面林には、キツネやタヌキの中型哺乳類が生息している。



社寺林によく見られるシラカシ



江川下流部の河畔林

大宮台地縁辺の谷底平地には、河畔林や湿地などの豊かな自然環境が残されており、「埼玉県レッドデータブック動物編2018(平成30年3月)」などに絶滅危惧種等として掲載されているサギ類をはじめ、シギ類等の鳥類やミドリシジミ、コムラサキ等の昆虫類をはじめ、数多くの動植物種が生息生育している。

また、ブロックを流れる河川においても、トウヨシノボリ、ヌマチチブ等の魚類をはじめ、数多くの動植物種が生息生育しており、ミナミメダカといった希少種も確認されている。

ホンドキツネ



※1) 国土数値情報 土地利用細分化メッシュデータ(平成28年度)  
 ※2) 寺や神社にある森林

変更(令和8年3月)

動植物

荒川左岸ブロックは、都市化の進展が著しく、現在では流域の約89%※1が市街地で占められている。都市化に伴い、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境は次第に減少し、残された僅かな空間に貴重な動植物が生息・生育・繁殖している。

大宮台地上には、コナラ、クヌギ、アカマツといった雑木林が点在し、オオタカ、ツミ等の減少の著しいタカ類の繁殖が確認されている。台地縁辺部の斜面や古い神社、仏閣の社寺林※2には、シイ、カシ等の照葉樹林が残っており、斜面林には、キツネやタヌキの中型哺乳類が生息している。



社寺林によく見られるシラカシ



江川下流部の河畔林

大宮台地縁辺の谷底平地には、河畔林や湿地などの豊かな自然環境が残されており、「埼玉県レッドデータブック動物編2018(平成30年3月)」などに絶滅危惧種等として掲載されているサギ類をはじめ、シギ類等の鳥類やミドリシジミ、コムラサキ等の昆虫類など、数多くの動植物種が生息・生育・繁殖している。

また、ブロックを流れる河川においても、トウヨシノボリ、ヌマチチブ等の魚類をはじめ、数多くの動植物種が生息・生育・繁殖しており、メダカといった希少種も確認されている。

ホンドキツネ



※1) 国土数値情報 土地利用細分化メッシュデータ(令和3年度)  
 ※2) 寺や神社にある森林

現行(令和7年1月)

土地利用

荒川左岸ブロックは、首都東京の通勤圏の一角にあり、昭和30年代後半からの高度経済成長期とともに急速に宅地開発が進行しており、都市化の進展にともない、その土地利用が大きく変化してきた。宅地開発は、主に台地の畑地などを中心に進められてきたが、近年では、低地の水田部でも宅地化が進んでいる。

荒川左岸ブロックの自治体における土地利用状況<sup>※1)</sup>を見ると、昭和30年代には、田畑等の保水効果の高い土地の面積が全体面積の約70%であったのに対し、平成28年には約10%となっており、市街化の進行がわかる。

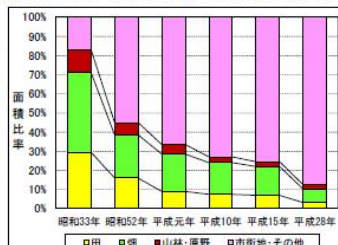


図 1.1.6 荒川左岸ブロック自治体の土地利用の変遷 (出典：埼玉県統計年鑑)

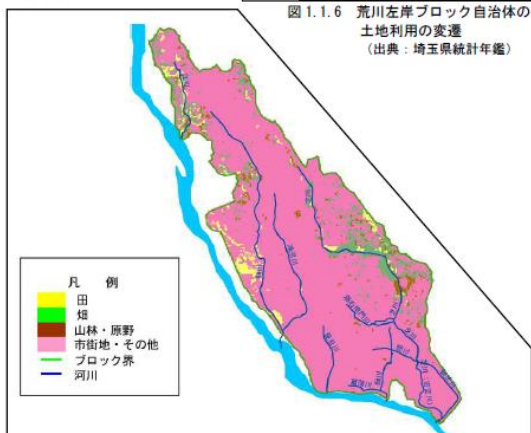


図 1.1.7 荒川左岸ブロック土地利用図 (平成28年度時点)

(出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)

※1) 埼玉県統計年鑑  
市街地・その他とは、建物密集地、道路、鉄道用地、競技場等、人工造成空地、河川・水路、ため池、堤、井溝、ゴルフ場等を指す。

変更(令和8年3月)

土地利用

荒川左岸ブロックは、首都東京の通勤圏の一角にあり、昭和30年代後半からの高度経済成長期とともに急速に宅地開発が進行しており、都市化の進展にともない、その土地利用が大きく変化してきた。宅地開発は、主に台地の畑地などを中心に進められてきたが、近年では、低地の水田部でも宅地化が進んでいる。

荒川左岸ブロックの自治体における土地利用状況<sup>※1)</sup>を見ると、昭和30年代には、田畑等の保水効果の高い土地の面積が全体面積の約70%であったのに対し、令和3年には約9%となっており、市街化の進行がわかる。

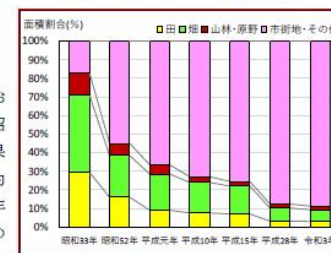


図 1.1.6 荒川左岸ブロック自治体の土地利用の変遷 (出典：埼玉県統計年鑑・国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)

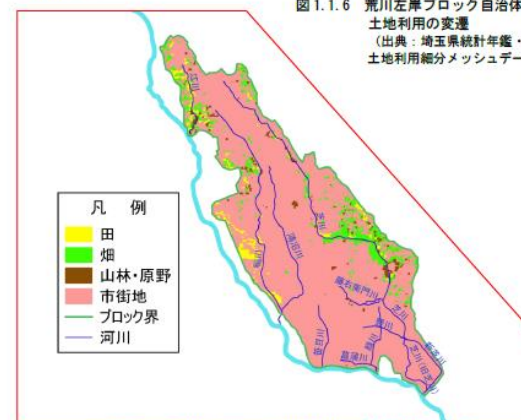


図 1.1.7 荒川左岸ブロック土地利用図 (令和3年度時点)

(出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)

※1) 埼玉県統計年鑑  
市街地・その他とは、建物密集地、道路、鉄道用地、競技場等、人工造成空地、河川・水路、ため池、堤、井溝、ゴルフ場等を指す。

現行(令和7年1月)

産 業

埼玉県内の労働人口 258 万人のうち、荒川左岸ブロックの労働人口<sup>※1)</sup>は 87 万人であり、埼玉県全体の 34%を占めている。産業別では、第 3 次産業従事者が 81%を占めおり、卸売・小売業従事者が最も多い。また、不動産業、金融・保険業の従業員数では埼玉県全体の 40%以上となっている。

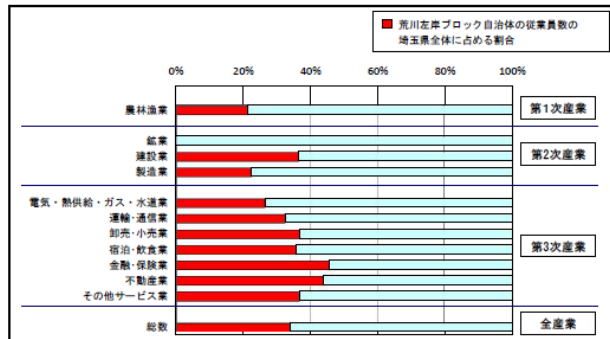


図 1.1.8 荒川左岸ブロック産業別従業者数の比率 (平成 28 年)  
(出典：埼玉県統計年鑑)

※1) 埼玉県統計年鑑  
市毎で労働人口を算出しているため、ブロック外人口も含まれる。

変更(令和8年3月)

産 業

埼玉県内の労働人口 279 万人のうち、荒川左岸ブロックの労働人口<sup>※1)</sup>は 91 万人であり、埼玉県全体の 33%を占めている。産業別では、第 3 次産業従事者が 82%を占めており、卸売・小売業従事者が最も多い。また、不動産業、金融・保険業の従業員数では埼玉県全体の 40%以上となっている。

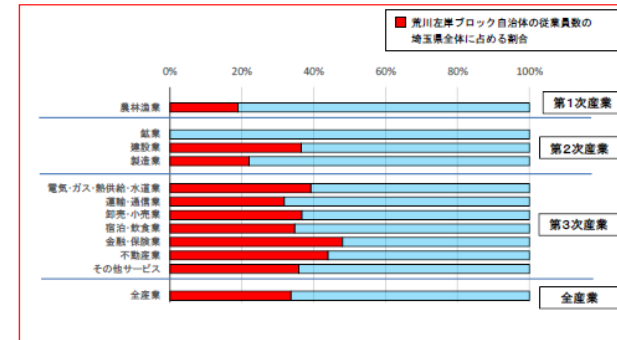


図 1.1.8 荒川左岸ブロック産業別従業者数の比率 (令和 3 年)  
(出典：埼玉県統計年鑑)

※1) 埼玉県統計年鑑  
市毎で労働人口を算出しているため、ブロック外人口も含まれる。

現行(令和7年1月)

下水道

荒川左岸ブロックの自治体の8市別下水道普及率<sup>※1</sup>は、昭和53年には約40%であった普及率が、令和元年度には92%を上回っており、埼玉県の平均普及率81.9%を上回っている。また、荒川左岸ブロックで下水道普及率が最も高いのはさいたま市の96.6%であり、最も低い北本市でも74.5%に達している。

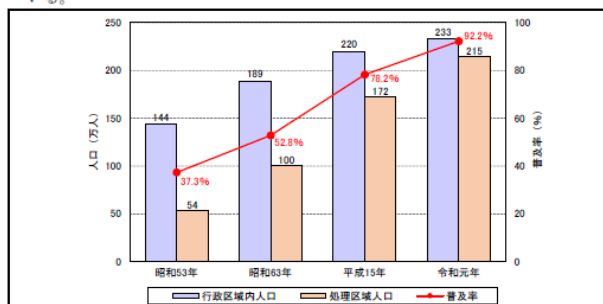


図 1.1.9 荒川左岸ブロック下水道普及率の推移  
(出典：下水道統計(行政編)、埼玉県下水道2020)

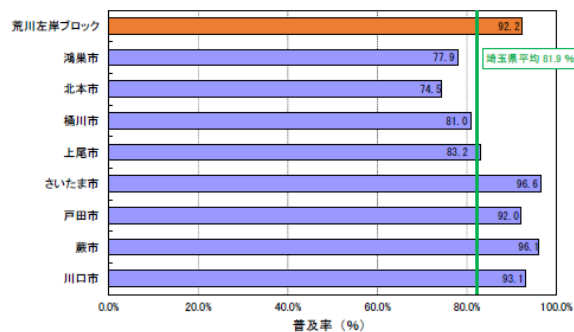


図 1.1.10 荒川左岸ブロック下水道普及率(令和元年度)  
(出典：埼玉県下水道2020)

※1) 下水道普及率：処理区域人口/行政区域人口

変更(令和8年3月)

下水道

荒川左岸ブロックの自治体の8市別下水道普及率<sup>※1</sup>は、昭和53年には約40%であった普及率が、令和5年度には93%を上回っており、埼玉県の平均普及率83.6%を上回っている。また、荒川左岸ブロックで下水道普及率が最も高いのはさいたま市の97.7%であり、最も低い北本市でも75%に達している。

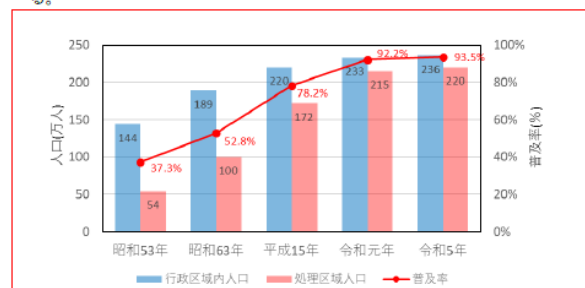


図 1.1.9 荒川左岸ブロック下水道普及率の推移  
(出典：下水道統計(行政編)、埼玉県下水道2024)

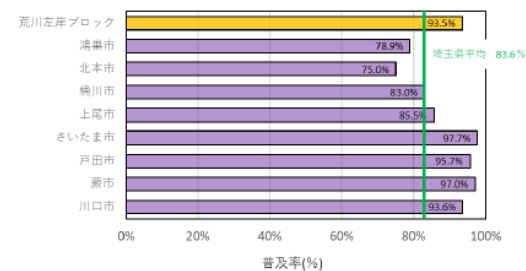


図 1.1.10 荒川左岸ブロック下水道普及率(令和5年度)

(出典：埼玉県下水道2024)

※1) 下水道普及率：処理区域人口/行政区域人口

現行(令和7年1月)

表 1.2.1 荒川左岸ブロックにおける過去の主な水害※1)

洪水発生日	総雨量※2 (mm)	時間最大 雨量※2 (mm)	浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)		備考
				床上	床下	
昭和33年9月(狩野川台風)	404	41	4,230	14,850	8,950	芝川流域のみの値
昭和41年6月(台風第4号)	256	30	2,930	1,672	4,053	芝川流域のみの値
昭和57年9月(台風第18号)	312	46	4,563	3,530	9,806	浸水戸数は芝川流域のみの値
昭和61年8月(台風第10号)	201	32	1,309	594	3,056	
平成3年9月(台風第18号)	240	25	659	1,231	5,794	
平成5年8月(台風第11号)	205	22	69	308	2,217	
平成8年9月(台風第17号)	196	24	289	543	1,164	
平成10年8月(台風第4号)	267	33	142	0	668	
平成10年9月(台風第5号)	199	38	593	2,449	3,857	
平成11年8月(熱帯低気圧)	244	31	150	5	57	
平成13年9月(台風第15号)	144	22	1.6	0	2	
平成14年7月(台風第6号)	124	32	0.21	4	8	
平成14年10月(台風第21号)	94	18	0.07	2	8	
平成15年8月(雷雨)	45	25	0.47	6	21	
平成16年10月(台風第22号)	222	28	60.85	26	224	
平成16年10月(台風第23号)	168	28	115.78	19	9	
平成17年9月(雷雨)	139	53	7.89	290	658	
平成18年12月(雷雨)	183	25	0.09	2	2	
平成20年8月(豪雨)	102.5	29	0.49	4	199	
平成21年8月(大雨)	40	20	1.42	12	155	
平成21年10月(台風第18号)	154	44	1.75	36	66	
平成25年9月(台風第18号)	130.5	34	0.73	6	33	
平成25年10月(台風第26号)	175	26	0.70	6	42	
平成27年9月(台風第18号)	190	17	0.24	2	10	
平成28年8月(台風第9号)	151	51	2.65	27	112	
平成29年10月(台風第21号)	247	29	4.27	14	10	
令和元年10月(東日本台風)	292	44	257.9	1010	456	

※1) 埼玉県水害調査報告書(ただし、S33洪水は浸水実績図から推算、H10.9洪水は埼玉県資料から算定)

※2) 総雨量、時間最大雨量はさいたま観測所(旧浦和観測所)の値

変更(令和8年3月)

表 1.2.1 荒川左岸ブロックにおける過去の主な水害※1)

洪水発生日	総雨量※2 (mm)	時間最大 雨量※2 (mm)	浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)		備考
				床上	床下	
昭和33年9月(狩野川台風)	404	41	4,230	14,850	8,950	芝川流域のみの値
昭和41年6月(台風第4号)	256	30	2,930	1,672	4,053	芝川流域のみの値
昭和57年9月(台風第18号)	312	46	4,563	3,530	9,806	浸水戸数は芝川流域のみの値
昭和61年8月(台風第10号)	201	32	1,309	594	3,056	
平成3年9月(台風第18号)	240	25	659	1,231	5,794	
平成5年8月(台風第11号)	205	22	69	308	2,217	
平成8年9月(台風第17号)	196	24	289	543	1,164	
平成10年8月(台風第4号)	267	33	142	0	668	
平成10年9月(台風第5号)	199	38	593	2,449	3,857	
平成11年8月(熱帯低気圧)	244	31	150	5	57	
平成13年9月(台風第15号)	144	22	1.6	0	2	
平成14年7月(台風第6号)	124	32	0.21	4	8	
平成14年10月(台風第21号)	94	18	0.07	2	8	
平成15年8月(雷雨)	45	25	0.47	6	21	
平成16年10月(台風第22号)	222	28	60.85	26	224	
平成16年10月(台風第23号)	168	28	115.78	19	9	
平成17年9月(雷雨)	139	53	7.89	290	658	
平成18年12月(雷雨)	183	25	0.09	2	2	
平成20年8月(豪雨)	102.5	29	0.49	4	199	
平成21年8月(大雨)	40	20	1.42	12	155	
平成21年10月(台風第18号)	154	44	1.75	36	66	
平成25年9月(台風第18号)	130.5	34	0.73	6	33	
平成25年10月(台風第26号)	175	26	0.70	6	42	
平成27年9月(台風第18号)	190	17	0.24	2	10	
平成28年8月(台風第9号)	151	51	2.65	27	112	
平成29年10月(台風第21号)	247	29	4.27	14	10	
令和元年10月(東日本台風)	292	44	257.9	1010	456	
令和5年6月(梅雨前線、台風第2号)	235	27	0.48	42	11	

※1) 埼玉県水害調査報告書(ただし、S33洪水は浸水実績図から推算、H10.9洪水は埼玉県資料から算定)

※2) 総雨量、時間最大雨量はさいたま観測所(旧浦和観測所)の値

現行(令和7年1月)

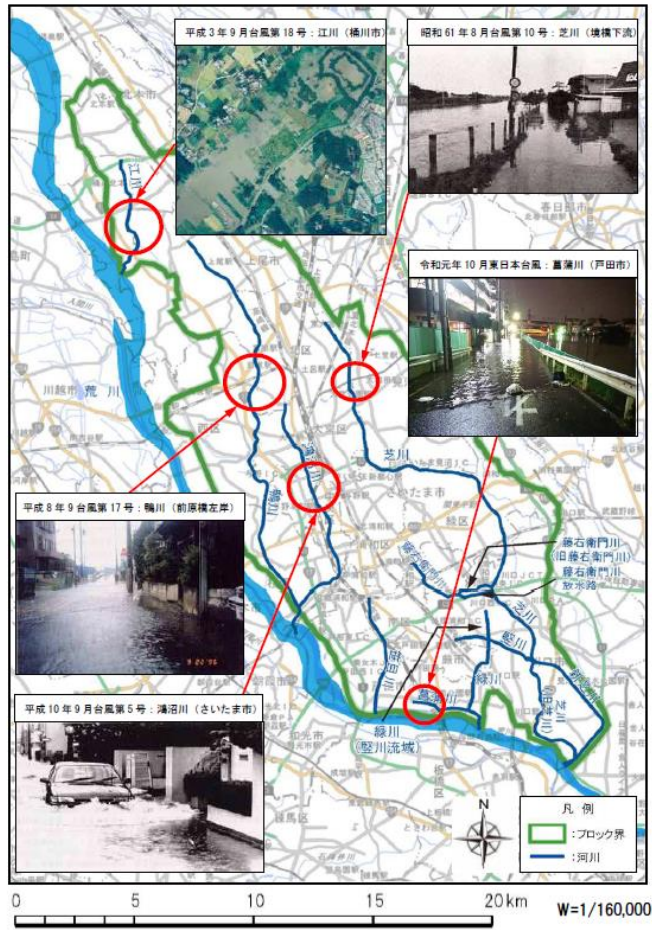


図 1.2.1 荒川左岸ブロックの浸水被害状況図

変更(令和8年3月)

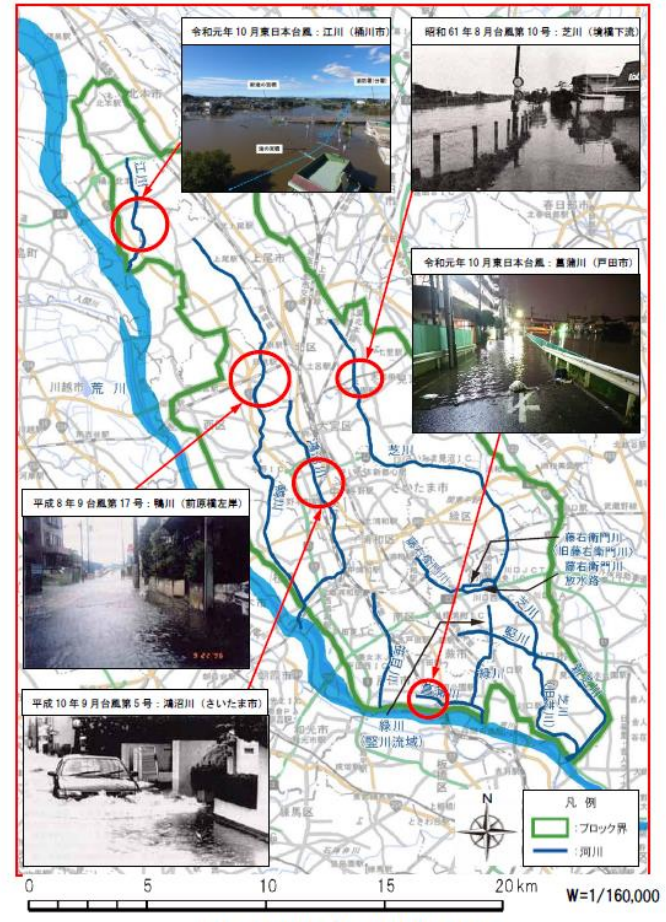


図 1.2.1 荒川左岸ブロックの浸水被害状況図

現行(令和7年1月)

治水施設の整備状況

荒川左岸ブロックでは、平成18年2月に荒川左岸ブロック河川整備計画を策定し、時間雨量50mm程度の降雨によって発生する洪水に対応することを目標とし、流下能力の確保を目的とした河川改修や洪水調節を目的とした調節池の整備とともに、流域対策を組み合わせた総合的な治水対策<sup>※1)</sup>を推進してきている。

表 1.2.2 治水年表

	代表的な洪水	河道改修	調節池・水門・樋門	備考	
昭和	S33.9 (狩野川台風)	新芝川放水路着工(S30)	芝川排水機場完成(S51)		
	S41.6 (台風第4号)	芝川中流部河道改修(S41~S63) 鴨川中小河川改修事業着工(S44)	領家・青木水門完成(S40) 元郷機場完成(S46) 芝川排水機場完成(S45) 芝川水門完成(S46) 藤右衛門川橋和競馬場調節池完成(S48)	笹目川を一般河川指定(S42) 笹目川改修事業計画策定(S45)	
	S51.9 (台風第17号) S57.9 (台風第18号)	藤右衛門川・河川圏基災害対策特別緊急事業(S51~S55) ・広域基幹河川改修事業(S50~H14) 笹目川 ・中小河川改修事業(S53~H11)	芝川排水機場第一期完成(S50) 新芝川排水機場第一期完成(S51) 芝川第7調節池暫定完成(S57)	芝川改良工事全体計画認可(S51)	
	S61.8 (台風第10号)	鴨川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(S61~H2) 新芝川第2期工事完成(S61)	芝川排水機場完成(S60) 笹目水門完成(S60) 藤右衛門川上谷沼調節池完成(S62)	旧芝川改良工事全体計画認可(S63)	
平成	H3.9 (台風第18号) H10.9 (台風第5号) H27.7 (台風第11号) H28.8 (台風第9号) H29.10 (台風第21号)	鴨川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(H3~H5) 溝沼川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(H10~H15) ・床上浸水対策特別緊急事業(H11~H16)	藤右衛門川排水機場完成(H7) 根岸水門完成(H8) 藤右衛門川放水路完成(H9) 芝川第一調節池排水機場完成(H17) 溝沼川板木調節池完成(H15) 芝川第一調節池暫定完成(H22)	江川を準用河川指定(H2) 江川を一般河川指定(H6) 溝沼川を一般河川指定(H9) 溝沼川全体計画認可(H10)	
	令和	R元.10 (東日本台風)			

※1) 溝沼川流域では、総合的な治水対策として流域対策を実施している。流域内の県立及び市立の小中高等学校、都市計画済みの公園及び雨水貯留施設を対象としている。

変更(令和8年3月)

治水施設の整備状況

荒川左岸ブロックでは、平成18年2月に荒川左岸ブロック河川整備計画を策定し、時間雨量50mm程度の降雨によって発生する洪水に対応することを目標とし、流下能力の確保を目的とした河川改修や洪水調節を目的とした調節池の整備とともに、流域対策を組み合わせた総合的な治水対策<sup>※1)</sup>を推進してきている。

表 1.2.2 治水年表

	代表的な洪水	河道改修	調節池・水門・樋門	備考	
昭和	S33.9 (狩野川台風)	新芝川放水路着工(S30)	芝川排水機場完成(S51)	-	
	S41.6 (台風第4号)	芝川中流部河道改修(S41~S63) 鴨川中小河川改修事業着工(S44)	領家・青木水門完成(S40) 元郷機場完成(S46) 芝川排水機場完成(S46) 芝川水門完成(S46) 藤右衛門川橋和競馬場調節池完成(S48)	笹目川を一般河川指定(S42) 笹目川改修事業計画策定(S45)	
	S51.9 (台風第17号) S57.9 (台風第18号)	藤右衛門川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(S51~S55) ・広域基幹河川改修事業(S50~H14) 笹目川 ・中小河川改修事業(S53~H11)	芝川排水機場第一期完成(S50) 新芝川排水機場第一期完成(S51) 芝川第7調節池暫定完成(S57)	芝川改良工事全体計画認可(S51)	
	S61.8 (台風第10号)	鴨川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(S61~H2) 新芝川第2期工事完成(S61)	芝川排水機場完成(S60) 笹目水門完成(S60) 藤右衛門川上谷沼調節池完成(S62)	旧芝川改良工事全体計画認可(S63)	
	平成	H3.9 (台風第18号) H10.9 (台風第5号) H27.7 (台風第11号) H28.8 (台風第9号) H29.10 (台風第21号)	鴨川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(H3~H5) 溝沼川 ・河川圏基災害対策特別緊急事業(H10~H15) ・床上浸水対策特別緊急事業(H11~H16)	柳井排水機場完成(H7) 根岸水門完成(H8) 藤右衛門川放水路完成(H9) 芝川第一調節池排水機場完成(H17) 溝沼川板木調節池完成(H15) 芝川第一調節池暫定完成(H22)	江川を準用河川指定(H2) 江川を一般河川指定(H6) 溝沼川を一般河川指定(H9) 溝沼川全体計画認可(H10)
令和		R元.10 (東日本台風) R5.6 (梅雨前線、 台風第2号)			-

※1) 溝沼川流域では、総合的な治水対策として流域対策を実施している。流域内の県立及び市立の小中高等学校、都市計画済みの公園及び雨水貯留施設を対象としている。

現行(令和7年1月)



図 1.2.2 荒川左岸ブロック河川治水施設整備状況図 (令和2年度末)

変更(令和8年3月)



図 1.2.2 荒川左岸ブロック河川治水施設整備状況図 (令和6年度末)

現行(令和7年1月)

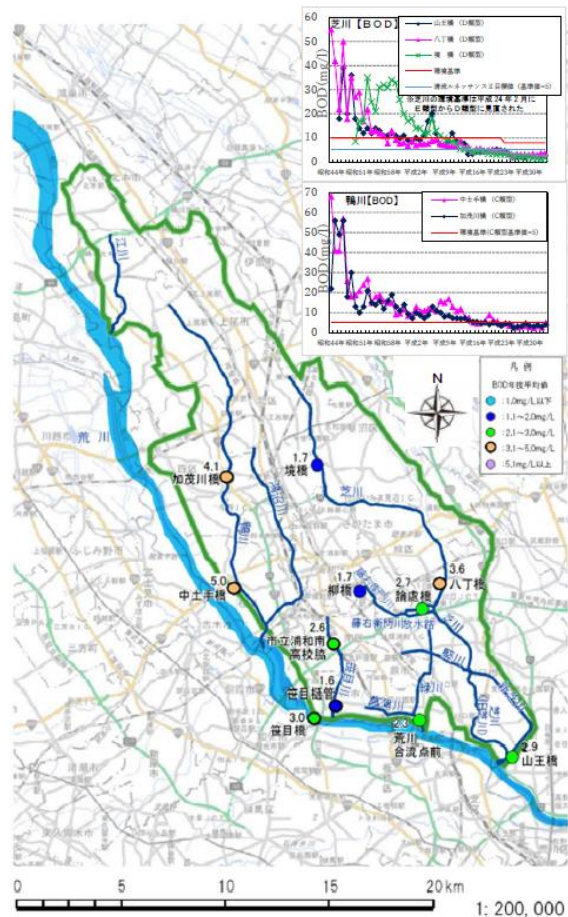


図 1.2.5 荒川左岸ブロックの水質測定値(令和4年度・BOD 平均値)  
出典：埼玉県公共用水域及び地下水の水質測定結果

変更(令和8年3月)

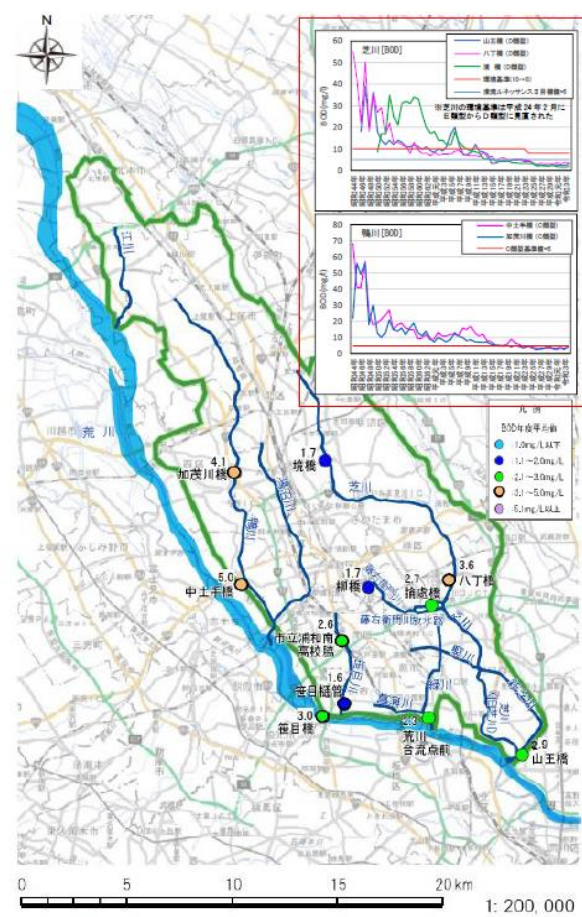


図 1.2.5 荒川左岸ブロックの水質測定値(令和4年度・BOD 平均値)  
出典：埼玉県公共用水域及び地下水の水質測定結果

現行(令和7年1月)

2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、荒川水系河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備であることを考慮しながら、河川整備計画では当面の県の改修目標である、時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3程度に相当する降雨<sup>※1)</sup>によって発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

なお、令和元年東日本台風において、時間雨量50mm以下であっても累積雨量が卓越し、特に著しい被害となった河川（笹目川）で、再度災害の防止を目指し、上下流や本支川の治水安全度のバランスを踏まえ、被害の防止・軽減を図る治水施設の整備を行う。

また、河川機能を維持するために、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。計画規模を上回る洪水等に対しても被害を最小限に抑えるよう、関係機関や地域住民とともに防災体制と危機管理施策の充実に努めていく。

荒川左岸ブロックの河川では、原則として、当面の改修目標となっている時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させることのできる、治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

その上で、令和元年東日本台風において特に著しい被害となった笹目川では、再度災害の防止を目指し、日雨量220mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/10程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させるとともに、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、被害を防止・軽減することのできる治水施設の整備を行う。

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、河道拡幅や調節池の整備などの治水施設の整備とあわせ、関係機関や地域住民とともに流域の流出抑制対策を進めていく。

また、河川機能を維持するとともに流下能力を確保するため、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。

併せて、整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合において、県民の生命・身体

※1) この地域（東京中央気象台観測データ）では、1年間に時間雨量50mmを超える規模の降雨が発生する確率が1/3（33%）であることを示している。

変更(令和8年3月)

2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、荒川水系河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備であることを考慮しながら、河川整備計画では当面の県の改修目標である、時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3程度に相当する降雨<sup>※1)</sup>によって発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

なお、令和元年東日本台風において、時間雨量50mm以下であっても累積雨量が卓越し、特に著しい被害となった河川（笹目川・江川）で、再度災害の防止を目指し、上下流や本支川の治水安全度のバランスを踏まえ、被害の防止・軽減を図る治水施設の整備を行う。

また、河川機能を維持するために、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。計画規模を上回る洪水等に対しても被害を最小限に抑えるよう、関係機関や地域住民とともに防災体制と危機管理施策の充実に努めていく。

荒川左岸ブロックの河川では、原則として、当面の改修目標となっている時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させることのできる、治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

その上で、令和元年東日本台風において特に著しい被害となった笹目川・江川では、再度災害の防止を目指し、24時間雨量220mm程度（笹目川）・209mm程度（江川）の年超過確率1/10程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させ、被害を防止・軽減することのできる治水施設の整備を行う

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、河道拡幅や調節池の整備などの治水施設の整備とあわせ、関係機関や地域住民とともに流域の流出抑制対策を進めていく。

また、河川機能を維持するとともに流下能力を確保するため、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。

併せて、整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合において、県民の生命・身体

※1) この地域（東京中央気象台観測データ）では、1年間に時間雨量50mmを超える規模の降雨が発生する確率が1/3（33%）であることを示している。

**第3章 河川整備の実施に関する事項**

**第3章 河川整備の実施に関する事項**

3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所

3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所

洪水による浸水被害発生防止または軽減、河川環境の整備目標を達成するため、各河川の特徴を活かしながら河川整備を進めていく。また、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、自然を活かした川の整備、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

洪水による浸水被害発生防止または軽減、河川環境の整備目標を達成するため、各河川の特徴を活かしながら河川整備を進めていく。また、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、自然を活かした川の整備、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

河川工事の目的、種類

河川工事の目的、種類

洪水による浸水被害発生防止または軽減を図り、自然を活かした川の整備を進めるため、治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進め、時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3相当の降雨によって発生する洪水を安全に流下させるとともに、低水路の線形やみお筋の幅など、昔の川の姿を参考とした多自然川づくりに努め、良好な水と緑のネットワークを形成し、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した川づくりを進めていく。

洪水による浸水被害発生防止または軽減を図り、自然を活かした川の整備を進めるため、治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進め、時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/3相当の降雨によって発生する洪水を安全に流下させることを基本とするとともに、低水路の線形やみお筋の幅など、昔の川の姿を参考とした多自然川づくりに努め、良好な水と緑のネットワークを形成し、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した川づくりを進めていく。

なお、本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕のある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地や現況河道を有効に活用しながら、河道内に多様な流れを創出し、瀬や淵の再生が行われるよう工夫していく。

なお、本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕のある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地や現況河道を有効に活用しながら、河道内に多様な流れを創出し、瀬や淵の再生が行われるよう工夫していく。

治水施設の整備については、

治水施設の整備については、

- ・ 河川の流下能力向上を図るため、堤防のかさ上げ、築堤、河道拡幅、河床掘削などの整備を進める。
- ・ 下流への洪水流量低減のために、調節池の整備を進める。
- ・ 荒川への排水能力の向上のため、排水機場の増設を進める。
- ・ 整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合に備え、堤防の強化や浸透・漏水対策、排水機場の耐水化対策などを進める。
- ・ 河川管理施設の耐震化を進めていく。
- ・ 自然の力によって瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮するなどの整備に努める。

- ・ 河川の流下能力向上を図るため、堤防のかさ上げ、築堤、河道拡幅、河床掘削などの整備を進める。
- ・ 下流への洪水流量低減のために、調節池の整備を進める。
- ・ 荒川への排水能力の向上のため、排水機場の増設を進める。
- ・ 整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合に備え、堤防の強化や浸透・漏水対策、排水機場の耐水化対策などを進める。
- ・ 河川管理施設の耐震化を進めていく。
- ・ 自然の力によって瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮するなどの整備に努める。

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<ul style="list-style-type: none"> <li>木材、石材などの自然素材や、多孔質材料を用いることによって、法面や水際部を植生が繁茂できる構造とするなど、多様な動植物の生息、生育環境に配慮した河川環境を創出するなどの整備に努める。</li> <li>掘削土砂などを河床材料や覆土に用いるなど、現地で発生した材料の活用による、在来の動植物に配慮した整備に努める。</li> <li>歴史、文化、地域と連携を図り、多様性に配慮しながら極力単調とならない、地域全体の景観と調和のとれた河川環境の形成・保全に努める。</li> <li>多自然川づくりの実施例から、良好な結果が得られた例、工夫の余地がある例などを参考にする。</li> </ul> <p>流域の流出抑制対策については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に対し、各種学校施設への校庭貯留施設の設置、新規住宅への雨水浸透枳設置、透水性舗装や浸透側溝の設置、市街化調整区域の保持や遊水機能の確保など、協力を働きかける。</li> <li>関係機関とともに開発行為による雨水流出抑制施設（雨水貯留浸透施設）の設置を指導する。</li> </ul> <p>水質を浄化するため、関係機関や地域住民とともに、水質改善と環境基準の達成を目指し、生物生息環境や親しみやすい水辺環境の改善に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化用水の導入や川底の汚泥浚渫を進める。</li> <li>関係機関に対し、下水道整備の推進、下水道接続率の向上、合流式下水道の改善の協力を働きかける。</li> <li>地域住民とともに、清掃活動や美化活動、生活雑排水対策などに取り組む。</li> </ul> <p>地域の実状やニーズに応じた親水性を確保するために、河川空間の有効活用を図り、身近で水辺に親しめるような空間の創出に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理用通路については、遊歩道などに利用しやすい整備を進める。</li> <li>階段などの整備については、地域との動線を考慮した整備に努める。</li> <li>法面や水際は緩傾斜化するなどの配慮に努める。</li> <li>伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮した河川空間づくりを進める。</li> <li>関係機関や地域住民とともに、高齢者や障害者にも優しい親しみやすい河川空間づくりに取り組む。</li> </ul> <p style="text-align: center;">34</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材、石材などの自然素材や、多孔質材料を用いることによって、法面や水際部を植生が繁茂できる構造とするなど、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川環境を創出するなどの整備に努める。</li> <li>掘削土砂などを河床材料や覆土に用いるなど、現地で発生した材料の活用による、在来の動植物に配慮した整備に努める。</li> <li>歴史、文化、地域と連携を図り、多様性に配慮しながら極力単調とならない、地域全体の景観と調和のとれた河川環境の形成・保全に努める。</li> <li>多自然川づくりの実施例から、良好な結果が得られた例、工夫の余地がある例などを参考にする。</li> <li>整備事業予定地内の埋蔵文化財に関しては、県教育委員会・市教育委員会と調整の上、取り扱いを決定する。</li> </ul> <p>流域の流出抑制対策については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に対し、各種学校施設への校庭貯留施設の設置、新規住宅への雨水浸透枳設置、透水性舗装や浸透側溝の設置、市街化調整区域の保持や遊水機能の確保など、協力を働きかける。</li> <li>関係機関とともに開発行為による雨水流出抑制施設（雨水貯留浸透施設）の設置を指導する。</li> </ul> <p>水質を浄化するため、関係機関や地域住民とともに、水質改善と環境基準の達成を目指し、生物生息環境や親しみやすい水辺環境の改善に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化用水の導入や川底の汚泥浚渫を進める。</li> <li>関係機関に対し、下水道整備の推進、下水道接続率の向上、合流式下水道の改善の協力を働きかける。</li> <li>地域住民とともに、清掃活動や美化活動、生活雑排水対策などに取り組む。</li> </ul> <p>地域の実状やニーズに応じた親水性を確保するために、河川空間の有効活用を図り、身近で水辺に親しめるような空間の創出に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理用通路については、遊歩道などに利用しやすい整備を進める。</li> <li>階段などの整備については、地域との動線を考慮した整備に努める。</li> <li>法面や水際は緩傾斜化するなどの配慮に努める。</li> <li>伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮した河川空間づくりを進める。</li> </ul> <p style="text-align: center;">34</p>

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p><b>笹目川</b> 排水機場の増設及び戸田漕艇場の取入水門への新たな樋門の設置によって、流域の浸水被害の軽減を図る。</p> <p><b>鶴川</b> 学校橋付近、栄橋付近において、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図るとともに、親水性の確保を図る。</p> <p><b>鴻沼川</b> 中里橋から陣屋橋までにおいて、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図るとともに、自然を活かした川の整備や親水性の確保を図る。 また、調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図る。</p> <p><b>江川</b> 荒川合流点から榎戸橋までにおいて、築堤、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図る。また、調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図る。 なお、工事の実施にあたっては、できるだけ河畔林を残すなど江川流域づくり推進協議会での検討内容を反映させるとともに、周辺の環境に十分な配慮を行うものとする。</p> <p><b>その他(全ての河川)</b> 沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確保するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策や河川管理施設の耐震化を進める。 また、河岸の崩壊など被災箇所においては、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。 加えて、整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合において、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要な箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、粘り強</p> <p style="text-align: center;">36</p>	<p><b>篠川</b> 立野際橋から中田橋までにおいて、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図るとともに、自然を活かした川の整備や親水性の確保を図る。</p> <p><b>笹目川</b> 排水機場の増設及び戸田漕艇場の取入水門への新たな樋門の設置によって、流域の浸水被害の軽減を図る。</p> <p><b>鶴川</b> 学校橋付近、栄橋付近において、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図るとともに、親水性の確保を図る。</p> <p><b>鴻沼川</b> 中里橋から陣屋橋までにおいて、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図るとともに、自然を活かした川の整備や親水性の確保を図る。 また、調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図る。</p> <p><b>江川</b> 荒川合流点から領家地区1.3kmの無名橋までは、排水機場の新設を行うとともに、河道は現況地盤を維持しつつ、0.9kmから1.3km左岸に築堤等を行い、流下能力の向上を図る。 1.3kmの無名橋から榎戸橋においては、築堤、河道拡幅、河床掘削を行い、流下能力の向上を図る。また、調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図る。 なお、工事の実施にあたっては、下流の湿地環境や河畔林を残すなど江川流域づくり推進協議会での検討内容を反映させるとともに、周辺の環境に十分配慮を行い、治水と環境が調和した川づくりを行う。</p> <p><b>その他(全ての河川)</b> 沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確保するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策や河川管理施設の耐震化を進める。</p> <p style="text-align: center;">36</p>

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p>い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場が機能を維持できるよう、排水機場の耐水化を進める。</p> <p>河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川環境の整備及び景観の改善に努める。</p> <p>また、河川への流入量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、河川改修と合わせた流域治水の推進に努めることとし、関係機関と調整・連携し、保水・遊水機能を有する土地の保全や、流域が有する貯留機能の活用、流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進する。</p> <p style="text-align: center;">37</p>	<p>また、河岸の崩壊など被災箇所においては、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。</p> <p>加えて、整備途上の段階であっても、現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合において、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要な箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場が機能を維持できるよう、排水機場の耐水化を進める。</p> <p>河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育・<b>繁殖</b>環境に配慮した河川環境の整備及び景観の改善に努める。</p> <p>また、河川への流入量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、河川改修と合わせた流域治水の推進に努めることとし、関係機関と調整・連携し、保水・遊水機能を有する土地の保全や、流域が有する貯留機能の活用、流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進する。</p> <p style="text-align: center;">37</p>

現行(令和7年1月)

江川	5.19	荒川合流点・0.00km (上尾市大字領家地先) ～ 榎戸橋 5.19km (桶川市大字川田谷地先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道拡張</li> <li>河床掘削</li> <li>築堤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然を活かした川の整備</li> <li>河畔林などの優れた自然環境の保全</li> </ul>
	—	4.3km 下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>調節池</li> </ul>	

※1) ここでの延長は、河川工事の内容の「治水に関すること」の実施箇所を指す。  
河川工事の内容の「河川環境の整備等に関すること」については、延長以外の場所で実施する場合もある。  
※2) 具体的な内容は付図の「整備にあたっての配慮事項」を参照

変更(令和8年3月)

表 3.1.1(2) 荒川左岸ブロックにおける河川工事の場所と内容

河川名	延長 <sup>※1)</sup> (km)	河川工事の場所	治水に関する こと	河川環境の <sup>※2)</sup> 整備等に関する こと
江川	0.40	0.90km (左岸) (上尾市大字領家地先) ～ 無名橋 1.30km (左岸) (上尾市領家地先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然を活かした川の整備</li> <li>河畔林などの優れた自然環境の保全</li> </ul>
	3.89	無名橋 1.30km (上尾市領家地先) ～ 榎戸橋 5.19km (桶川市大字川田谷地先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道拡張</li> <li>河床掘削</li> <li>築堤</li> </ul>	
	—	荒川合流点付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機橋</li> </ul>	
	—	3.9km～4.3km 左右岸 (上日出谷地先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調節池</li> </ul>	

※1) ここでの延長は、河川工事の内容の「治水に関すること」の実施箇所を指す。  
河川工事の内容の「河川環境の整備等に関すること」については、延長以外の場所で実施する場合もある。  
※2) 具体的な内容は付図の「整備にあたっての配慮事項」を参照

現行(令和7年1月)

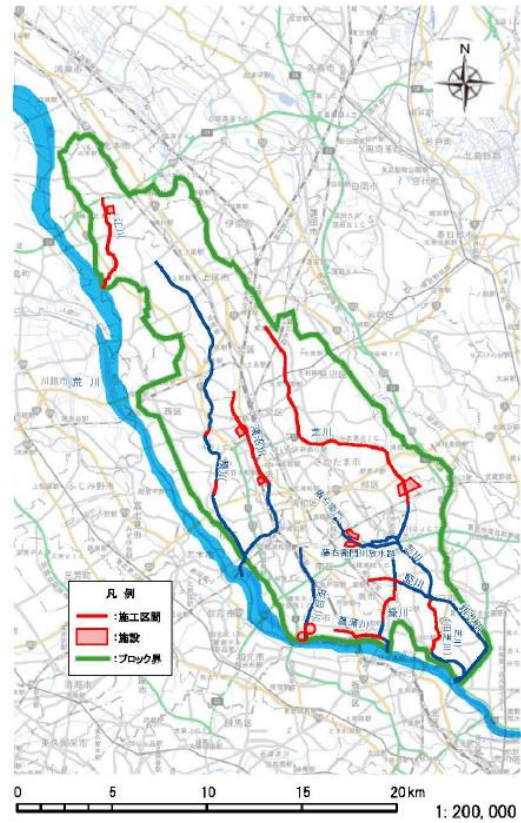


図 3.1.1 荒川左岸ブロック河川工事の場所

40

変更(令和8年3月)

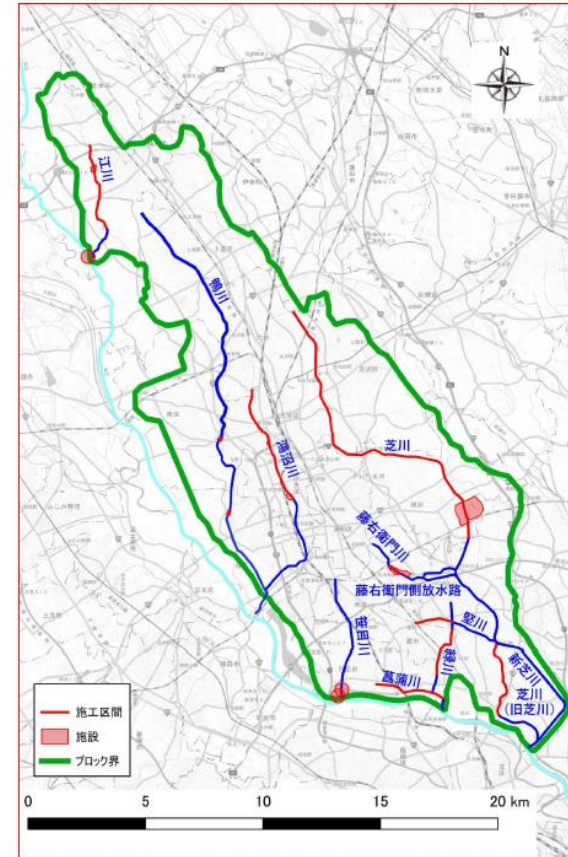


図 3.1.1 荒川左岸ブロック河川工事の場所

40

## 現行(令和7年1月)

### 3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

洪水による被害発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の保全などの目標を達成させるため、各河川の状況を踏まえた、適切な河川の維持管理を進めていく。

河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

堤防、護岸、調節池、排水機場等、これら施設の機能を確保するよう出水期前や台風期前等の適切な頻度で点検・記録を行い、異常や損傷の早期発見、状態の把握に努める。

河道の流下断面を維持できるよう定期的な測量調査や河川巡視によって、堤防や河床の状態把握に努めるとともに、堆積土砂撤去、樹木伐採等を行う。

災害発生の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点における河川の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行う。

また、地域住民やNPOなどとの協働による河川整備や維持管理を行うため、情報交換や河川愛護活動を進めていく。

#### 3.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減

##### (1) 堤防・護岸等の維持

治水機能を維持するために、護岸・堤防・調節池・河川工作物等について、定期的に巡回による点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用道路を適切に維持管理する。

洪水等によって堤防や護岸等が被災した場合には、周辺環境との連続性や調和を図る観点を踏まえた工事手法を検討するとともに、自然環境の保全に配慮しながら、速やかにこれを復旧する。

##### (2) 河道内の維持

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河岸浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道断面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

## 変更(令和8年3月)

### 3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

洪水による被害発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の保全などの目標を達成させるため、各河川の状況を踏まえた、適切な河川の維持管理を進めていく。

河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

堤防、護岸、調節池、排水機場等、これら施設の機能を確保するよう出水期前や台風期前等の適切な頻度で点検・記録を行い、異常や損傷の早期発見、状態の把握に努める。

河道の流下断面を維持できるよう定期的な測量調査や河川巡視によって、堤防や河床の状態把握に努めるとともに、堆積土砂撤去、樹木伐採等を行う。

災害発生の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点における河川の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行う。

また、地域住民やNPOなどとの協働による河川整備や維持管理を行うため、情報交換や河川愛護活動を進めていく。

#### 3.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減

##### (1) 堤防・護岸等の維持

治水機能を維持するために、護岸・堤防・調節池・河川工作物等について、定期的に巡回による点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用道路を適切に維持管理する。

洪水等によって堤防や護岸等が被災した場合には、周辺環境との連続性や調和を図る観点を踏まえた工事手法を検討するとともに、自然環境の保全に配慮しながら、速やかにこれを復旧する。

##### (2) 河道内の維持

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河岸浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道断面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p>洪水流下の支障となる河道内の堆積土砂の浚渫や草木の除去等の植生管理、ゴミの除去などを行う。</p> <p>また、維持管理においても、多自然川づくりを基本とした上で、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かし、河川を生息・生育・繁殖環境の場としている動植物に対して良好な環境が保持できるよう配慮しながら、実施する時期や場所等を工夫するなど適切な対応に努める。</p> <p><b>(3) 水門・排水機場等の維持管理</b></p> <p>水門、樋門・樋管、堰、排水機場等が洪水の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視、施設の状態把握等の機能維持に努めるとともに、長寿命化計画に基づき補修・更新を行う。</p> <p><b>(4) 許可工作物等への適正な指導</b></p> <p>河川を横断する橋梁や堰及び水門等の許可工作物について、激甚化する水害への備えとして、各施設管理者によって十分な点検・整備が行われ、また、出水時においても適切な操作等がなされるよう施設管理者を指導していく。</p> <p>また、新築や改築の際には、河川区域の安全が継続的に確保される構造及び運用体制となるよう、各管理者と十分な協議を行うとともに、各管理者と連携、協力し、自然環境へ十分に配慮した構造となるよう指導していく。</p> <p><b>(5) 洪水時の被害軽減・河川情報の提供</b></p> <p><b>①洪水による被害の軽減に関する事項</b></p> <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を促進するため、想定し得る最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、その浸水区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として作成・公表し、洪水ハザードマップの作成支援といったソフト対策の充実を図る。</p> <p>特に家屋等の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生が想定される区域については、家屋倒壊等氾濫想定区域として、水害リスク情報の共有を図る。</p> <p>また、関係機関や地域住民と連携を図りながら、水防体制や危機管理体制の強化、洪水情報の提供を図る。併せて、要配慮者利用施設における洪水時の円</p>	<p>洪水流下の支障となる河道内の堆積土砂の浚渫や草木の除去等の植生管理、ゴミの除去などを行う。</p> <p>また、維持管理においても、多自然川づくりを基本とした上で、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かし、河川を生息・生育・繁殖環境の場としている動植物に対して良好な環境が保全できるよう配慮しながら、実施する時期や場所等を工夫するなど適切な対応に努める。</p> <p><b>(3) 水門・排水機場等の維持管理</b></p> <p>水門、樋門・樋管、堰、排水機場等が洪水の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視、施設の状態把握等の機能維持に努めるとともに、長寿命化計画に基づき<b>整備</b>・更新を行う。</p> <p><b>(4) 許可工作物等への適正な指導</b></p> <p>河川を横断する橋梁や堰及び水門等の許可工作物について、激甚化する水害への備えとして、各施設管理者によって十分な点検・整備が行われ、また、出水時においても適切な操作等がなされるよう施設管理者を指導していく。</p> <p>また、新築や改築の際には、河川区域の安全が継続的に確保される構造及び運用体制となるよう、各管理者と十分な協議を行うとともに、各管理者と連携、協力し、自然環境へ十分に配慮した構造となるよう指導していく。</p> <p><b>(5) 洪水時の被害軽減・河川情報の提供</b></p> <p><b>①洪水による被害の軽減に関する事項</b></p> <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を促進するため、想定し得る最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、その浸水区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として作成・公表し、洪水ハザードマップの作成支援といったソフト対策の充実を図る。</p> <p>特に家屋等の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸<b>浸食</b>の発生が想定される区域については、家屋倒壊等氾濫想定区域として、水害リスク情報の共有を図る。</p> <p>また、関係機関や地域住民と連携を図りながら、水防体制や危機管理体制の強化、洪水情報の提供を図る。併せて、要配慮者利用施設における洪水時の円</p>

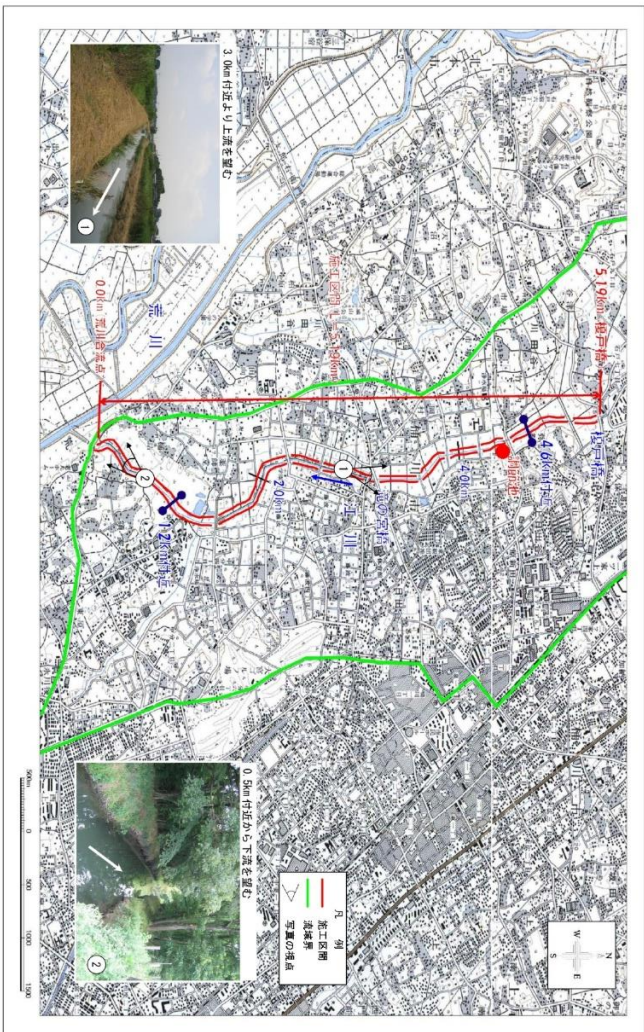
現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p>滑かつ迅速な避難を実現させるため、各施設で作成した避難確保計画に基づく避難訓練を適宜実施するよう促す。</p> <p>河川情報については、洪水時において、地域住民への的確な情報提供に資するよう、危機管理型水位計及び河川監視カメラ等を設置し、各種河川データを公開する。また、関係市町村と連携して、地域住民の防災に対する意識の醸成を図っていく。</p> <p>加えて、定期的な雨量・水位の観測を継続的に実施するなど、河川に係るデータの蓄積を図るほか、インターネット、「水防月間」に行われる行事の広報等を活用した幅広い情報提供についても方法等を検討し、関係市町が実施する防災教育・訓練などを支援していく。</p> <p><b>②被害対象の減少に関する事項</b></p> <p>水害リスク軽減のため、土地利用制限や住宅の嵩上げ等による住まい方の工夫の促進や、防災活動拠点の強化に向け、関係機関や関係部局と検討を行う。</p> <p>検討の結果として得られた内容は、国・県・市町村で構成する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、関係機関が連携・協力して、減災に対するハード対策・ソフト対策の取組を一体的かつ計画的に推進していく。</p> <p><b>3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</b></p> <p><b>河川の適正な利用</b></p> <p>河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水の利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。</p> <p><b>流水の正常な機能の維持</b></p> <p>流量の確保と健全な水循環の維持・回復ため、流域の保水、遊水機能の向上を図る。また、関係機関に対し、小学校や中学校への雨水貯留浸透施設の設置、新規住宅への雨水浸透樹設置指導、透水性舗装や浸透側溝の設置、市街化調整区域の保持などを働きかける。</p> <p style="text-align: center;">43</p>	<p>滑かつ迅速な避難を実現させるため、各施設で作成した避難確保計画に基づく避難訓練を適宜実施するよう促す。</p> <p>河川情報については、洪水時において、地域住民への的確な情報提供に資するよう、危機管理型水位計及び河川監視カメラ等を設置し、各種河川データを公開する。また、関係市町村と連携して、地域住民の防災に対する意識の醸成を図っていく。</p> <p>加えて、定期的な雨量・水位の観測を継続的に実施するなど、河川に係るデータの蓄積を図るほか、インターネット、「水防月間」に行われる行事の広報等を活用した幅広い情報提供についても方法等を検討し、関係市町が実施する防災教育・訓練などを支援していく。</p> <p><b>②被害対象の減少に関する事項</b></p> <p>水害リスク軽減のため、土地利用制限や住宅の嵩上げ等による住まい方の工夫の促進や、防災活動拠点の強化に向け、関係機関や関係部局と検討を行う。</p> <p>検討の結果として得られた内容は、国・県・市町村で構成する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、関係機関が連携・協力して、減災に対するハード対策・ソフト対策の取組を一体的かつ計画的に推進していく。</p> <p><b>3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</b></p> <p><b>河川の適正な利用</b></p> <p>河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水の利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。</p> <p><b>流水の正常な機能の維持</b></p> <p>流量の確保と健全な水循環の維持・回復ため、流域の保水、遊水機能の向上を図る。また、関係機関に対し、小学校や中学校への雨水貯留浸透施設の設置、新規住宅への雨水浸透樹設置指導、透水性舗装や浸透側溝の設置、市街化調整区域の保持などを働きかける。</p> <p style="text-align: center;">43</p>

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p><b>自然環境や景観の保全</b></p> <p>良好な河川環境及び自然生態系の保全を行うとともに、河川ごとの地域特性を活かした河川空間の創出に努め、適正な河川環境の保全に努める。</p> <p>埼玉県では、近年の急激な都市化に伴う環境の変化や過度の捕獲や採取によって、存続の危機に瀕している野生生物種もある。そのため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生生物種の保護対策を推進することとしている。</p> <p>特に、外来魚<sup>※1</sup>対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。</p> <p>河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくりを基本とした上で、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かした河川環境の整備と保全に取り組む。</p> <p><b>親水性の維持と保全</b></p> <p>河川における不法投棄、不法盛土、不法係留などを減らすため、河川巡視を強化し、必要に応じ関係市や警察と連携協力し、河川を適正に管理していく。</p> <p>また、河川空間は、周辺住民にとって貴重なオープンスペースであり、にぎわいや憩いの場所として活用されていることから、より多くの人が気持ちよく、利用してもらうために適正な管理を行う。そして、関係機関や地域住民が連携・協力して豊かな自然環境に恵まれた河川空間を自然学習や環境学習の場として活用することを促進する。</p> <p>_____</p> <p>※1) 外来魚とは、在来魚に対して本来そこに生息していなかった魚のことであり、内水面において、在来の魚種等を食害するため漁業や生態系に悪影響を与えている。一般的には、ブラックバスやブルーギル等が外来魚として広く知られており、移種（その水域から魚が自力で移動できない他の水域へ移動させること）が禁じられていることが多い。</p> <p style="text-align: center;">45</p>	<p><b>自然環境や景観の保全</b></p> <p>良好な河川環境及び自然生態系の保全を行うとともに、河川ごとの地域特性を活かした河川空間の創出や、適正な河川環境の保全・創出に努める。</p> <p>埼玉県では、近年の急激な都市化に伴う環境の変化や過度の捕獲や採取によって、存続の危機に瀕している野生生物種もある。そのため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生生物種の保護対策を推進することとしている。</p> <p>特に、外来魚<sup>※1</sup>対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。</p> <p>河道の改修やその他の河川管理施設の整備および維持管理にあたっては、多自然川づくり<b>基本指針に基づき</b>、河川環境や景観を改善する貴重な機会と捉え、河川が有するグリーンインフラとしての機能を活かした河川環境の整備と保全に取り組む、<b>ネイチャーポジティブの動きを踏まえ、治水と環境が調和した川づくりを行う。</b></p> <p><b>親水性の維持と保全</b></p> <p>河川における不法投棄、不法盛土、不法係留などを減らすため、河川巡視を強化し、必要に応じ関係市や警察と連携協力し、河川を適正に管理していく。</p> <p>また、河川空間は、周辺住民にとって貴重なオープンスペースであり、にぎわいや憩いの場所として活用されていることから、より多くの人が気持ちよく、利用してもらうために適正な管理を行う。そして、関係機関や地域住民が連携・協力して豊かな自然環境に恵まれた河川空間を自然学習や環境学習の場として活用することを促進する。</p> <p>_____</p> <p>※1) 外来魚とは、在来魚に対して本来そこに生息していなかった魚のことであり、内水面において、在来の魚種等を食害するため漁業や生態系に悪影響を与えている。一般的には、ブラックバスやブルーギル等が外来魚として広く知られており、移種（その水域から魚が自力で移動できない他の水域へ移動させること）が禁じられていることが多い。</p> <p style="text-align: center;">45</p>

現行(令和7年1月)	変更(令和8年3月)
<p data-bbox="562 419 707 456">荒川水系</p> <p data-bbox="394 507 878 679">荒川左岸ブロック河川整備計画 《県管理区間》 (変更) 附 図</p> <p data-bbox="456 1086 815 1174">令和7年1月 (当初 平成18年2月)</p> <p data-bbox="546 1294 725 1331">埼 玉 県</p>	<p data-bbox="1525 400 1659 437">荒川水系</p> <p data-bbox="1357 488 1827 655">荒川左岸ブロック河川整備計画 《県管理区間》 (変更) 附 図</p> <p data-bbox="1420 1054 1767 1142">令和8年3月 (当初 平成18年2月)</p> <p data-bbox="1509 1254 1688 1291">埼 玉 県</p>

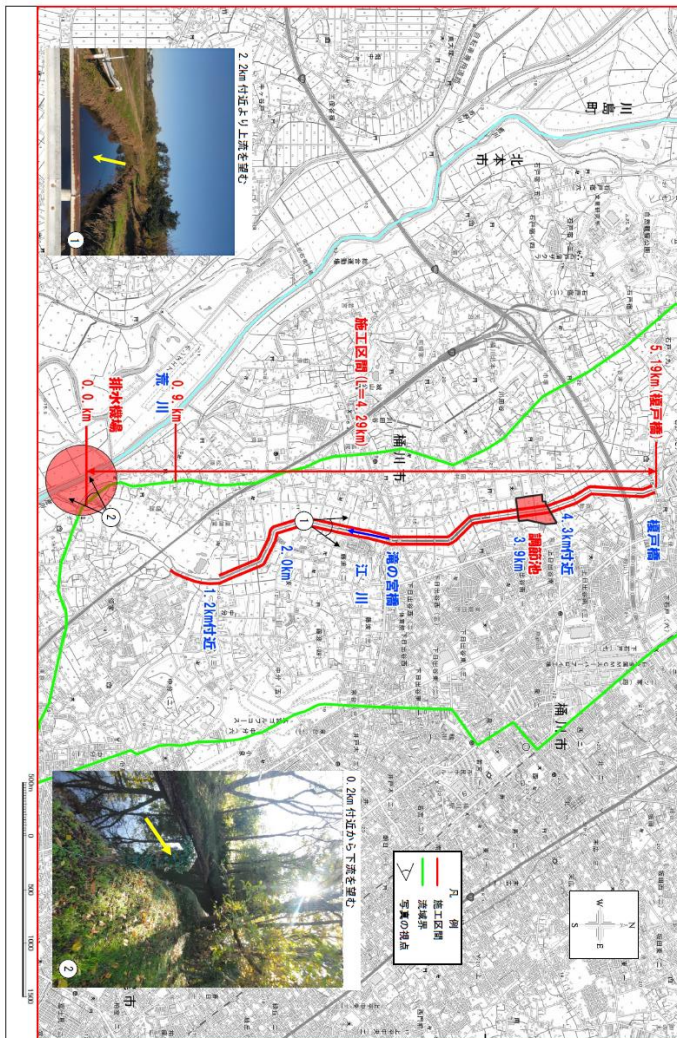


現行(令和7年1月)



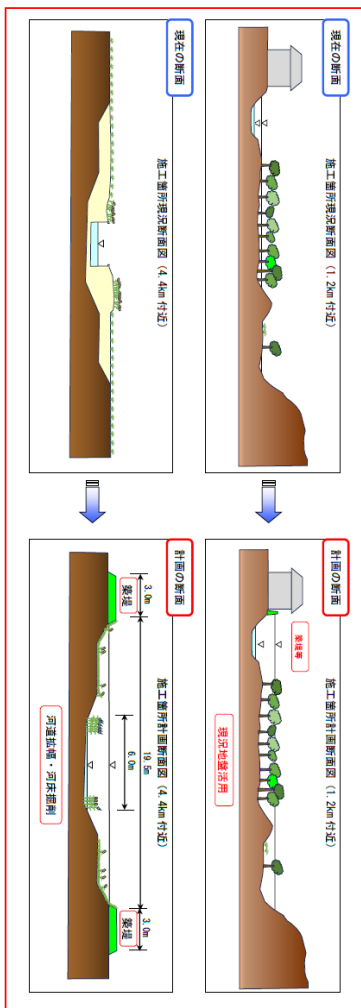
江川整備平面図 S=1/25,000

変更(令和8年3月)



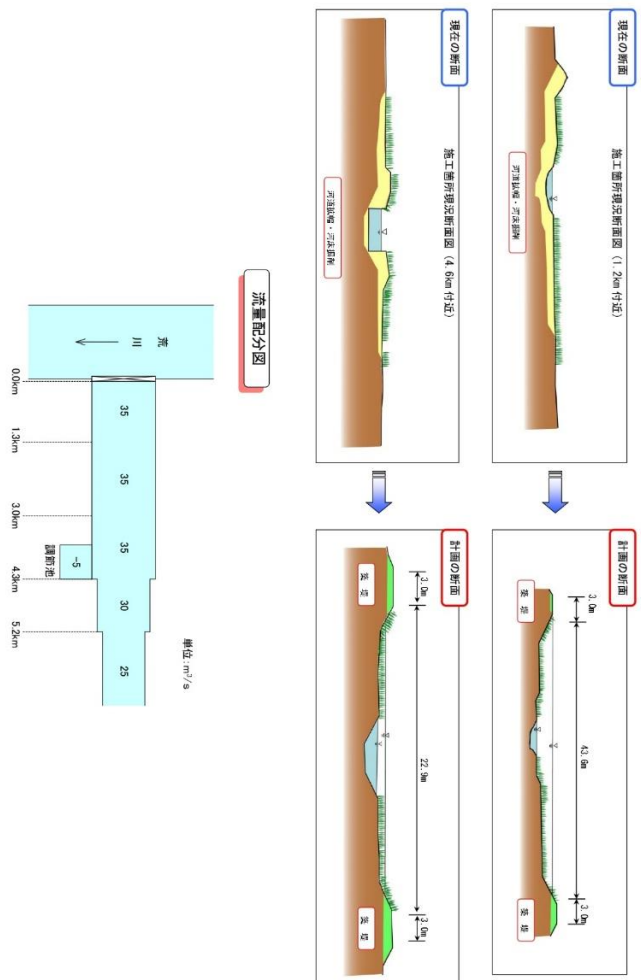
江川整備平面図 S=1/25,000

変更(令和8年3月)



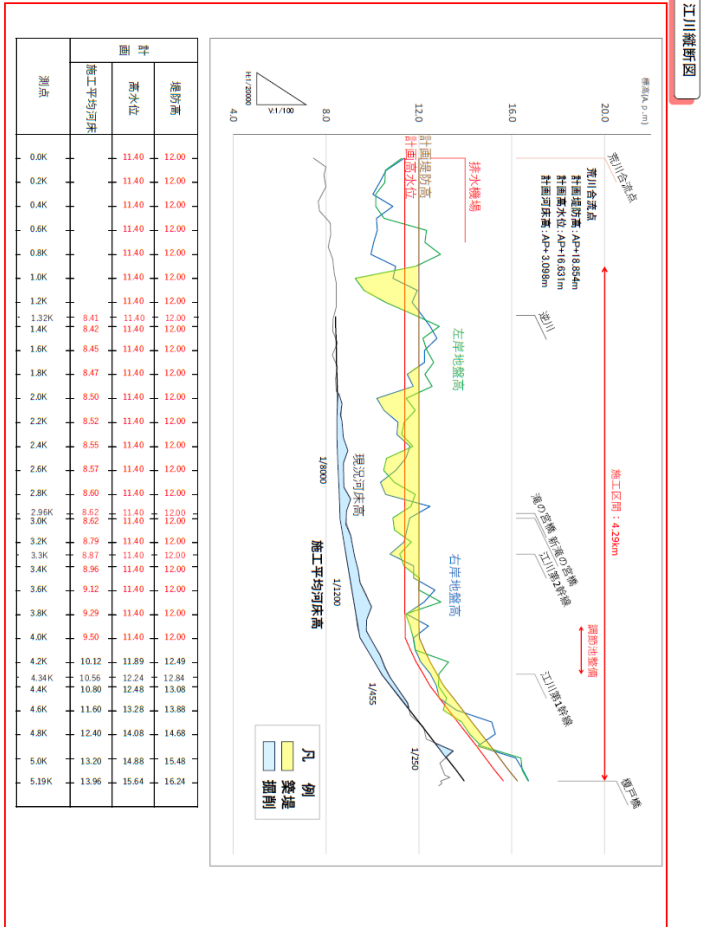
35

現行(令和7年1月)



35

変更(令和8年3月)



現行(令和7年1月)

